

## 自家用電気工作物保安管理業務仕様書

本仕様書は、神戸市（以下「甲」という。）が、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の委託について、当該保安管理業務を合理的かつ効率的に履行するために必要な事項を定めたものです。

### 1 件名

自家用電気工作物保安管理業務

### 2 対象自家用電気工作物の概要

別紙1「業務対象施設リスト一覧」（以下「別紙1」という。）の通りとします。

### 3 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までとします。

### 4 委託業務の内容

受託者（以下、「乙」という。）が実施する保安管理業務は、次の各号により、保安規程に基づき自家用電気工作物の保安管理業務を乙が自ら実施するものとします。

- (1) 別紙1に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別紙2「委託細目書」に基づいて、乙が定める「自家用電気工作物保安管理業務委託細目書」（以下、「細目書」という。）にて実施し、その結果を甲に報告するとともに、経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令（以下、「技術基準」とします。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に助言すること。
- (2) 電気事故その他自家用電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合であって、甲若しくは電力会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を指示し、再発防止につきとるべき措置を甲に助言するとともに、必要に応じて臨時点検を行うこと。
- (3) 電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう甲に助言するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (4) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査時に立ち会いを行うこと。
- (5) 別紙1に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、甲に対しその作成及び手続きの助言を行うこと。
- (6) 別紙1に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じ、そのとるべき措置について甲に報告すること。

- (7) 別紙1に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、委託細目書に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、その結果を報告するとともに技術基準の規定に適合しない又は適合しない恐れがあるときは、そのとるべき措置について甲に助言すること。
- (8) (7)に定める甲の通知を受けて行う工事中の点検の頻度は毎週1回とします。
- (9) 年次点検等において、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。
- (10) 絶縁監視装置を設置する施設は別紙1の通りとします。

## 5 委託業務の範囲外

以下の立会い等について本業務の対象外とします。

- (1) 工事等にかかる保安操作並びに各種試験

## 6 点検の頻度と監視装置

- (1) 「4 委託業務の内容」に定める乙が定期的に行う点検内容は委託細目書によるものとします。
- (2) 甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、乙が設置する装置は次のとおりとします。
  - ・絶縁監視装置
- (3) 絶縁監視装置は、常に正常に稼働するように乙の責任の下にメンテナンスを行います。

## 7 連絡責任者等

- (1) 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、当該業務の履行に関して乙と連絡する連絡責任者及び、発電所を設置する場合には運転責任者を定めてその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。
- (2) 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。
- (3) 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとします。
- (4) 甲は、必要に応じて連絡責任者又は代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとします。
- (5) 甲は、別紙1に掲げる自家用電気工作物の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上となる場合の連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとします。

## 8 甲及び乙の協力及び義務

- (1) 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定

した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。

(2) 乙は保安管理業務を誠実に行うものとします。

#### 9 保安業務担当者及び代行者について

(1) 乙は、別紙1に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとします。

(2) 保安業務担当者が病気又は甲の承認した事由により、この契約の業務を行い難い場合、乙は、本業務の履行を代行する者として保安業務従事者を定め、速やかに甲へ届出を行います。乙はこの届出をもって代行させることができるものとします。

(3) 保安業務従事者は、保安業務担当者が不在時には業務責任者の指示により、本業務を誠実に履行しなければならない。

(4) 保安業務担当者及び代行者は、保安管理業務を行う際に資格を有する証を常に携行し、甲の求めに応じ提示することとします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。

(5) 乙は、乙の事業所への連絡方法、保安業務担当者及び代行者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号について書面をもって甲に知らせることとします。甲は面接等により本人の確認を行いません。保安業務担当者及び代行者の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とします。

(6) 保安業務担当者並びに代行者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。

#### 10 記録の保存

甲は、乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録（乙の氏名を含む。）等を確認するとともに、甲乙双方において3年間保存するものとします。

#### 11 損害賠償

乙の故意または過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではありません。

#### 12 自家用電気工作物の設置又は変更

(1) 甲は、新たに自家用電気工作物を設置する場合、又は別紙1に掲げる自家用電気工作物を変更しようとするときは、あらかじめ乙と事前に協議し、自家用電気工作物の安全確保に遺漏ないように努めるものとします。

(2) 前項において自家用電気工作物の新たな設置又は変更により、本契約に変更が生じる場合には甲・乙双方が協議して措置するものとします。

### 13 委託料の支払い

委託料の支払いは6か月毎に前期、後期の年2回払いとします  
前払いは無いものとします。

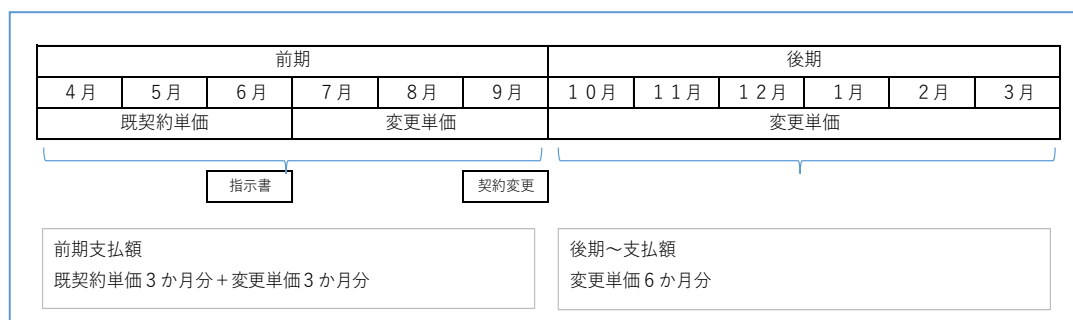
### 14 委託料の変更及び精算

委託期間内に次の各号のいずれかに該当する場合は、変更契約書により委託料の変更を行うものとし、契約変更が必要となった場合は、前期の場合は9月、後期の場合は3月に実施します。

- (1) 自家用電気工作物の設備容量，受電電圧が変更された場合
- (2) 別紙1に掲げる施設が廃止された場合

### 15 委託料の算定方法

- (1) 委託料の変更となる基準月は、14. 委託料の変更及び精算に記載する事項が発生した翌月（以下「変更基準月」という。）とし、甲から乙に対し書面にて指示（以下「指示書」という。）を行うものとします。
- (2) 変更契約に使用する単価は本契約締結時に使用したものとします。
- (3) 変更額は各期の支払額を、変更基準月を基に変更し、各期毎に合算し算定します。
- (4) 計算例 6月に変更となる事項が発生した場合



### 16 甲の通知義務

甲は、次の各号に定める事項を乙に通知するものとします。

- (1) 代表者の変更並びに譲渡等による権利義務の承継
- (2) 甲，事業場の名称及び所在地の変更
- (3) 所管官庁等が法令に基づいて検査を行う場合
- (4) 連絡責任者の決定又は変更，発電所を有する場合は運転責任者の決定又は変更
- (5) 電気事故，その他災害が発生又は発生する恐れのある場合
- (6) その他本業務を実施する上で乙が必要として甲に通知を求めた事項

### 17 設備の使用及び乙の負担範囲

- (1) 本業務の履行に必要な交通費は，定期，緊急に係らず乙の負担とします。
- (2) 点検に必要な工具，測定機器等の機材は，対象電気工作物に付属して設置されている

ものを除き、乙の負担とします。

- (3) 保守に必要な消耗部品及び材料、油脂等は、対象電気工作物に付属して設置されているもの及び甲が重大であると判断したものを除き、乙の負担とします。
- (4) 甲は、乙に対し、当該業務の履行のために必要な資材置場、光熱用水、駐車場（通勤のための利用は不可）、汎用性の程度及び金額等により乙が調達することが困難と認められる設備機械器具その他の設備等を、当該業務の履行中、有償で提供します。
- (5) 甲が、委託業務の最終の履行確認後、委託料から(4)の有償分を控除した額を乙に支払うことにより決済するものとします。
- (6) 清掃に必要な資材及び機材は乙の負担とします。

## 18 保安全管理体制の確立

当該業務の履行に際し、乙は【主任技術者制度の解釈及び運用（内規）】に基づく保安全管理体制（個人事業者の場合は、同内規に記載のある法人マネジメントシステムに準ずること。）を確立し、甲の承認を得なければならない。尚、これを変更した場合も同様とします。

## 19 緊急連絡体制の確立

乙は、電気事故その他災害の発生に備え、平常時と夜間、土日祝及び休業時の連絡先を定め、甲及び別紙1に掲げる自家用電気工作物の連絡責任者に周知し、連絡を受けた際は迅速な対応を行わなければならない。

## 20 点検に際しての留意事項

当該業務の実施に際し、次の項目に留意すること。

- (1) 当該業務の履行のため、施設内に立ち入りする際は、対象施設の連絡責任者の承認を得なければならない。但し緊急時においてはこの限りではありません。
- (2) 当該業務の履行に際し、その内容が施設の運営に支障をきたす場合は、作業内容及び作業人員並びに等の計画を立案し、甲と十分な調整を行い、甲の承認を得た後に実施しなければならない。
- (3) 別紙1に掲げる自家用電気工作物において電気事故その他災害の発生及び当該業務の履行により機能の異常又は劣化が判明した際は、甲へ速やかに連絡するとともにその情報がわかる資料を提出し、対応措置の見解を求めた上で対応すること。

## 21 業務内容の報告

### (1) 当該業務の報告

当該業務の実施内容について報告すべき事項、提出方法は(9)報告すべき事項、提出方法のとおりとします。提出方法は、電子媒体、紙媒体に加え、クラウドサーバ上での提出方法とします。これは、クラウド型サーバを用いることで、緊急時や障害発生時に速やかに対応できるようにすることを目的としています。

### (2) 提出時期と提出先

提出書類	記載内容	提出時期	提出先
保安管理体制申請書類	・業務従事者（担当者場所名，連絡先等）	契約締結後又は， 内容変更後速やかに	甲
	・連絡体制及び指揮命令系統		
	・業務従事者の経歴		
	・外部委託承認が確実に承認される証		
管理台帳	・単線結線図，配置図 (引込～電気室までがわかるもの) ・使用機器台帳及び備品台帳	当初及び内容の変更都度	施設管理 者及び甲
月次点検 年間実施計画書	・各対象電気工作物の毎月，隔月毎の 点検実施計画	契約締結後又は， 内容変更後速やかに	
年次点検 月間実施計画書	・翌月実施予定の停電を伴う点検の計画	実施予定日決定後 速やかに	
月次点検工事期間中 点検結果報告書	・各実施項目の点検結果 ・改修指摘項目の報告	各月毎 (該当する施設のみ)	甲
年次点検試験・測定・診 断等結果報告書	・各実施項目の点検結果 ・改修指摘項目のまとめ	年次点検実施の 翌月までに	甲
臨時点検報告書	・中間状況の報告	口頭（電話）で随時	施設管理 者及び甲
	・点検結果及び改善対策等の報告	点検後速やかに	
竣工検査業務 官庁検査業務報告書	・検査体制，方法及び工程等の計画	事前に調整のうえ	施設管理 者及び甲
	・検査結果の報告	検査後速やかに	
官庁申請届出業務書類	・作成書類及び図面等	作成(受領)後速やかに	甲
	・監督官庁の受理及び承認を示す証		
その他業務報告書	・工事連絡表に関する資料	判明後速やかに	甲
	・事故報告書及びその内容を示す資料		
	・技術情報提供資料		

(3) 電子媒体での提出方法

甲が指定する様式にて，提出図書の作成を行い，データ(Excel 形式等)を記録した電磁媒体(CD-R 等)を添付し提出します。紙媒体を併せて提出する場合は，電子データにて作成したものを正とし，印刷し提出するものとします。

(4) 官庁申請等の紙媒体形式のものは PDF 化のうえ提出します。

(5) 紙媒体での提出方法

甲が指定する様式にて作成を行うこと。

(6) クラウドサーバ上での提出方法

甲が提供するクラウドサーバ，クラウドサーバ内のアプリを利用し行うものとします。

(7) ただし，提供するクラウドサーバを利用するにあたって必要な乙のユーザーアカウント

登録等にかかる費用は、本契約に含むものとし、必要なユーザーアカウント数は5個とします。なお、1つのユーザーアカウントを複数人で共用することはできません。提供するクラウドサーバについては、サイボウズ株式会社が提供する kintone とします。

(8) 報告する上で注意すべき点（「」内は、アプリ名を示します。）

- ア 設備台帳、備品台帳は「設備台帳」を用いて乙が作成のうえ、内容が変更となった際は都度修正するものとします。ただし当初作成に必要な資料は甲が提供します。
- イ 単線結線図、配置図は JWW 形式にて乙が作成し、内容が変更となった際は都度修正するものとします。ただし当初作成に必要な資料は甲が提供します。
- ウ 月次点検(工事期間中点検)結果報告書は「月次点検報告書」を用いて行います。ただし、点検結果のうち、事故・不具合内容は別途「事故・不具合内容報告書」を用いて行います。
- エ 年次点検(試験・測定・診断等)結果報告書は PDF 形式に変換し「年次点検報告書」内に格納します。ただし、事故・不具合内容は別途「事故・不具合内容報告書」に入力します。
- オ 事故等が発生した場合には、「障害履歴」を利用し、発生の都度、速報、中間報告、最終報告をおこなうこと。
- カ 臨時点検報告書、事故報告書及びその内容を示す資料は PDF 形式に変換し「事故・不具合内容報告書」に格納します。

(9) 報告すべき事項、提出方法

提出書類	記載内容	紙媒体にて提出	電子媒体にて提出	クラウドサーバ上に提出
保安全管理体制申請書類	・業務従事者（担当者場所名，連絡先等）	●	●	
	・連絡体制及び指揮命令系統	●		
	・業務従事者の経歴	●		
	・外部委託承認が確実に承認される証	●		
管理台帳	・単線結線図，配置図 (引込～電気室までがわかるもの) ・使用機器台帳及び備品台帳			●
月次点検 年間実施計画書	・各対象電気工作物の毎月，隔月毎の 点検実施計画			●
年次点検 月間実施計画書	・翌月実施予定の停電を伴う点検の計画			●
月次点検 点検結果報告	・各実施項目の点検結果		●	
	・改修指摘項目 ・DM 値			●

年次点検試験・測定・診断等結果報告	・各実施項目の点検結果		●	
	・改修指摘項目			●
臨時点検報告	・中間状況の報告	●		●
	・点検結果及び改善対策等の報告			●
事故報告書	・事故発生の都度			●
竣工検査業務 官庁検査業務報告書	・検査体制, 方法及び工程等の計画	●		
	・検査結果の報告	●		
官庁申請届出業務書類	・作成書類及び図面等	●		
	・監督官庁の受理及び承認を示す証	●	● (※PDF)	
その他業務報告書	・工事連絡表に関する資料	●	●	
	・事故報告書及びその内容を示す資料			●
	・技術情報提供資料	●		

\* 提出部数は各部とも2部提出するものとする。電子媒体での提出データは、指定様式にて行うこと。

## 22 業務の引継

乙は、甲が必要と認める期間において前の受託者より業務内容の引継ぎを受け、業務開始日までに本業務の遂行に支障をきたすことのないようにしなければならない。また、乙は、業務完了の日までに甲が必要と認める期間において、後の受託者に対して引継ぎを行わなければならない。なお、業務の引継ぎに要する費用は本契約に含むものとします。

ここで、「前の受託者」「後の受託者」とは、本業務に関する前と後の受託者を指し、前の受託者と後の受託者が同一の場合には、業務の引継ぎは必要がないものとします。

## 23 契約の変更・解除

- (1) 甲は本契約に係る令和3年度の歳入歳出予算のこの契約に係る費用の減額又は削減があった場合は、本契約を変更又は締結しないことがあります。
- (2) 甲は、次の各号に該当する場合、本契約を変更又は解除することができるものとします。
  - ア 契約締結の翌年度以降において歳入歳出予算のこの契約に係る費用の減額又は削除があったとき
  - イ 乙が、義務の履行を怠ったとき

以上